

北海道臨床コーチング研究会 会則

第 1 章 < 総 則 >

第 1 条：名 称

本会は『北海道臨床コーチング研究会』と称する。

第 2 条：目 的

本会の目的は、医療におけるコミュニケーションのあり方と、その技術向上をめざし、医療従事者が相互に交流を深めること、コーチングを継続して学び実践、普及することを通して、医療保健福祉（対象者・家族）・教育（対学習者）・組織活性化（対医療スタッフ）の向上を図ることを目的とする。

第 3 条：事 業

本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- （1）原則年 1 回の開催を行い、役員、世話人会にて運営する。
- （2）その他、本会の目的に添った情報交換活動などを行う。

第 2 章 < 会 員 >

第 4 条：会 員

本会の会員は、次の通りとする。

- （1）本会は、本会の目的に賛同する医療従事者と医療系学生およびその支援者によって構成される。
- （2）会員は北海道地区に限定せずに広く開放する。

第 3 章 < 役員 の 機能 と 役割 >

第 5 条：役員と役割

本会に次の役員を置き、運営を行う。

- （1）本会役員として、会長及び副会長、会計及び監査を置く。
- （2）役員にて世話人会を開催し、運営についての協議、遂行を行う。
- （3）役員の中から代表世話人を選出する。
- （4）会計及び監査は、本会の会計と運営について監査を行う。
- （5）役員、世話人会での決定は、出席者の半数以上にて議決する。

第6条：会則変更

本会会則の変更は、役員、世話人会で協議し変更することができる。

第7条：選任と任期

- (1) 役員は、世話会会の了承を得て決定する。
- (2) 役員の任期は2年とし、その再任は妨げない。

第4章 < 会の運営 >

第8条：会計年度

本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第9条：経費

本会の経費は、参加費用および会への寄付をもってこれに充てる。

第10条：収支決算

本会の収支決算報告書は事務局が作成し、会計監査を経て役員、世話会会の承認を受ける。

第11条：備付書類

事務局は、次の書類を備えておく。

- (1) 会則
- (2) 役員、世話会会の議事録
- (3) 収入・支出に関する帳簿および書類

第12条：事務局

- (1) 本会の事務局は、役員、世話会会により決定任命される。
なお事務局は、役員、世話会会の決定事項に基づき、会の実務運営と管理を行う。

- (2) 本会の事務局は下記に置き、運営するための事務を行う。

名称：医療法人社団 くがはら内科クリニック

住所：北海道室蘭市御前水町2丁目7番22号

TEL：0143 - 22 - 1010

FAX：0143 - 23 - 1212

担当：佐藤 幸恵